

無配当死亡保険
無配当引受基準緩和型死亡保険

ごあんしん共済
おそうしき共済

契約概要 / 注意喚起情報

- ご契約に際しては、保険契約者・被保険者ともにご本人が契約概要/注意喚起情報をお読みいただき、十分に理解していただくことが重要です。
- ここでは、無配当死亡保険のご契約に関する重要な事項のうち、保険商品の内容を理解するために特にご確認いただきたい事項（契約概要）と、お客様にとって不利益となる事項など特にご注意いただきたい事項（注意喚起情報）を記載しています。ご契約の前に必ずお読みください。詳細は「ご契約のしおり/約款」にて必ずご確認ください。
- 現在ご加入中の保険契約の解約を前提にご契約を申し込む場合、お客様にとって不利益になることがあります。



富士少額短期保険

契約概要

★ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。

●**商品の特徴としくみ** 掛け捨て型死亡保険で、保険期間中に被保険者が死亡したときに所定の保険金をお支払いします。なお契約者配当金はありません。●**保険料払込方法について** 保険料払込方法は以下より選択できます。①口座振替 ②クレジットカード ③現金(年払の場合のみ) ④当社指定口座振込 (インターネットによりお申込みを完了する場合は、クレジットカードによるお支払のみとなります。) 払込回数は年払(年1回)、月払(年12回)より選択できます。(月払を選択された場合、契約初年度のみ払込回数は年11回となります。)●**保険期間と更新について** 保険期間は責任開始日から1年間です。当社が保険契約を承諾した日の翌日から保障を開始します。

●**引受基準緩和型の保険金削減について** 初年度契約に限り被保険者が死亡したときは、保険証券記載の保険金額の20%を死亡保険金として保険金受取人にお支払いします。ただし被保険者が責任開始日以後から保険期間終了の日までに引受基準緩和型死亡保険/普通保険約款「別表1 不慮の事故とその範囲」または「別表2 対象となる感染症」に定める不慮の事故または感染症が原因で死亡したときは保険証券記載の保険金額をお支払します。

●**支払事由について**

名称	支払事由
死亡保険金	1. 被保険者が責任開始日以後から、保険期間満了の日までに死亡したとき 2. 被保険者の生死が不明の場合でも、法定死亡(失踪宣告・戸籍法上の認定死亡による除籍)その他死亡したものと会社が認めたとき

●**保険契約の消滅** 被保険者が死亡したときは、死亡日にこの保険契約は消滅します。その場合、払込方法が年払のときには、その保険契約の未経過期間に対応する保険料を保険契約者にお支払いいたします。●**保険金をお支払いできない場合について** 次のような場合には、保険金をお支払いすることはできません。

保険金の種類	免責事由
死亡保険金	■ 契約者、死亡保険金受取人または被保険者の故意または重大な過失 ■ 被保険者の犯罪行為または闘争行為 ■ 被保険者の無免許運転または酒気帯び運転等の法令違反による事故 ■ 被保険者の精神障害または泥酔状態を原因とした事故 ■ 被保険者の薬物依存またはアルコール依存症に起因する事故 ■ 地震・噴火・津波その他これらに類似する天災

	<ul style="list-style-type: none"> ■戦争・内乱・事変等その他の変乱 ■被保険者の自殺(責任開始日からその日を含めて3年を経過した場合は除きます) ■被保険者が危険な運動(山岳登山など)を行っている間に死亡した場合 ■被保険者が危険を有する職業(オートテスター・プロボクサーなど)に従事している間に死亡した場合
--	--

●**その他のご契約上の注意など**

契約者配当金	契約者配当は、ありません。
契約引き受け時の注意事項	現在ご入院中の方のご契約は、いかなる場合でもお引き受けできません。現在の健康状態、既往症によっては、契約をお引き受けできない場合があります。

注意喚起情報

★**お申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。**

●**ご加入にあたって** ご加入の際は意向確認書・保険契約申込書・告知書への回答が必要です。質問表に該当する場合または富士少額短期保険株式会社が申込内容の確認の結果、ご加入いただけない場合があります。また当社の他の保険商品を含めた死亡保険金の合算はお一人につき、300万円を上限とします。

●**解約返戻金について** 本保険契約は、満期返戻金等はありません。解約された保険契約の払込み方法が年払いの場合には、その保険契約の未経過期間に対応する保険料を保険契約者にお支払します。ただし、1ヶ月未満の未経過月の端数はこれを切り捨てます。

●**保険契約のお申し込みの撤回等(クーリングオフ)について** ご契約のお申し込み後、一定期間(お申し込み日から起算して8日以内)であれば、書面によりお申し込みの撤回(クーリングオフ)を行うことができます。

●**保険料控除対象外について** 生命保険料控除は、所得税法により限定されており**少額短期保険はその対象となっておりません**。あらかじめご了承のうえ、お申込みください。

●**少額短期保険業者の契約の上限について** 一保険契約者が引き受けるすべての保険の被保険者数は100名が上限となります。被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額は、一保険期間において、1,000万円が上限となります。死亡の場合は、保険金額300万円が上限となります。入院、通院、手術保険金は一保険期間において合計80万円が支払限度となります。

●**保障を開始する時期について** 当社は保険契約のお申し込みを承諾した日の翌日の午前0時から保険契約上の責任を開始します。この日を責任開始日といいます。代理店、募

集人(ライフパートナー)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。従って保険契約は当社が承諾したときに有効に成立します。

●告知義務について

告知の重要性 【告知義務】	告知はご契約をお引き受けするかどうかを決定する重要なものであり、被保険者の方には、過去または現在の健康状態などについて正しく告知をしていただく義務があります。これを告知義務といいます。
告知受領権	告知受領権は、当社が有しています。募集人は告知受領権がなく、募集人に口頭でお話しをされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
申込内容や告知内容についての確認	ご契約の申込みの際、ご契約の成立後、または保険金のご請求時に当社の担当者が申込内容や告知内容について確認させていただく場合があります。
過去に傷病歴などがある方へ	過去にケガや病気をされた場合、当社が質問する事柄について事実をありのままに正確にお答えください。
正しく告知しなかった場合 【告知義務違反】	<p>●告知事項は、告知書に記載してあります。これらについて、告知内容が事実と違った場合・正しくないことを告知した場合には、責任開始日から起算して2年以内であれば、当社は告知義務違反としてご契約を解除することがあります。この場合、保険金をお支払いすることはできません。また、ご請求が責任開始日から2年経過後であっても2年以内に保険金などの支払事由が生じていた場合は、同様に当社にご契約を解除することができます。ご契約が解除された場合、払い込まれた保険料はお返しいたしません。</p> <p>●現在の医療水準では治癒が困難である既往症などについて、故意に告知をされなかった場合など、告知義務違反の内容が特に重大な場合は、詐欺による取り消しを理由として保険金をお支払いできないことがあります。</p>

●その他、告知が必要な場合 保険契約の復活、保障内容変更の際には、被保険者から過去の傷病歴・現在の健康状態・身体の障がい状態など当社がおたずねすることについて改めて告知をいただく場合があります。●保険金などのご請求について お客さまからのご請求に応じて保険金などのお支払いを行う必要がありますので保険金の支払事由が生じた場合は、すみやかに当社または担当者まで連絡してください。当社からのお手続きに関するお知らせなど重要なご案内ができない恐れがありますので、契約者のご住所などを変更された場合には必ずご連絡ください。●保険料の払込期月について 保険料は払込期月内(保険料を払込み頂く月の1日から末日まで)にお払い込みくださ

い。●クレジットカードによる保険料の払込みについて 保険料クレジットカード払特約を付加することにより、クレジットカードによる保険料の払込みを行うことができます。この場合、以下の事項については口座振替による保険料の払込みの場合と異なります。①会社がクレジットカード会社に保険料を請求した日に保険料の払込があったものとします。②クレジットカード会社への保険料の請求は払込期月の上旬に行います。●保険金をお支払いできない場合 次の場合には、保険金をお支払いできません。詳しくはご契約のしおり・約款でお確かめください。

免責事由に該当した場合	例) アルコール依存症に起因するとき
ご契約の失効の場合	例) 保険料の払込みがなく、ご契約が失効したあとに支払事由に該当されたとき
詐欺による取り消しに該当する場合	例) 保険契約の締結、復活、保険金の増額などに際して契約者・被保険者・受取人に詐欺行為があったとき
不法取得目的による無効の場合	例) 契約者が保険金などを不法に取得する目的または他人に保険金などを不法に取得させる目的をもって保険契約を締結・復活したとき
告知義務違反による解除に該当する場合	例) 告知内容が事実と相違したために、告知義務違反により解除されたとき
重大事由による解除の場合	例) 他の保険契約との重複によって、死亡保険金額の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反するおそれがある場合

●払込猶予期間と失効について 払込期月内に保険料のお払込みがない場合でも、一定の猶予期間があります。払込猶予期間満了日までに保険料のお払込みがないときは、ご契約は効力を失います。これを「失効」といいます。●ご契約の復活 失効されたご契約でも失効日から起算して3ヶ月以内であれば会社の承諾を得て、ご契約の復活を請求することができます。復活に際しては当社所定の書類が必要となります。但し被保険者の健康状態によっては復活できない場合があります。また保険契約者が解約書類を会社に提出した場合、及び会社にご契約を解除した場合は復活の取扱いはいたしません。●保険料、保険金額の変更について 会社の業務または財産の状況の変化によりご契約時にお約束した保険金や保険料などを更新時に見直すことがあります。また更新後の契約をお引き受けできない場合があります。会社が予想するこの保険の収支予測に著しい相違が生じ会社の経営に著しく重大な影響を及ぼす事態が生じると認めるときは保険契約の継続中であってもこの保険契約の保険料の増額または保険金額の減額をすることがあります。●セイフティーネットについて 当社は保険業法上、生命保険契約者保護機構の会員となっておりません。同機構が行う資金援助等の措置の適用がなく補償対象契約に該当いたしません。

●支払時情報交換制度について 当社は(社)日本少額短期保険協会加盟の他の少額短期保険会社および隣接他業態ともに保険金等のお支払または保険契約の解除、取消、無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しています。詳しくは、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ(<http://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください

●当社との間で問題解決できない場合

当社は、お客様からお申し出いただいた苦情につきましては解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し当社が契約する指定紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下のとおりです。電話番号 0120-82-1144 FAX 03-3297-0755【月から金9時から12時、1時から5時(祝日および年末年始休業期間を除く)】

個人情報について

★お預かりした個人情報の保護・管理・お取り扱いについて 特にご理解いただきたい事項を記載しています。

●個人情報のお取り扱いについて 当社は、お客さまの個人情報保護の重要性に鑑み個人情報の保護に関する法律、その他の諸法令等を遵守すべく、社員等に対する教育・指導を徹底し、個人情報を適正に取扱い、安全性・正確性の確保に努めて参ります。当社は、個人情報を次の目的のために利用します。これらの目的のほかに利用することはありません。■各種保険契約のお引き受け・継続・維持管理・保険金などのお支払い■当社の取扱う各種保険商品やサービスの案内・提供・維持管理■当社業務に関する情報提供・運営管理・商品やサービスの充実■その他保険業に関連・付随する業務ならびにお客様とのお取引および当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務。**●個人情報の取得について** 当社は、上記利用目的に必要な範囲の中で適正な手段により個人情報(氏名・性別・住所・生年月日・健康状態・電話番号など)を取得いたします。取得方法は、保険契約申込み時にご記入頂く際に入手する・各種商品およびサービスに関する資料等をご請求いただいた際に、電話その他の通信媒体等を通じて入手する場合があります。**●機微(センシティブ)情報の取扱いについて** お客様に関するセンシティブ(機微)情報につきましては保険業法施行規則第53条の10および同法施行規則第234条1項第17号に基づき利用目的が限定されています。当社は機微情報の利用目的を業務の適切な運営の確保その他必要と認められるものに限定しています。これらの情報については、限定されている目的以外では利用しません。**●個人情報の外部への提供** 当社は、次の場合を除いてご本人の個人情報を外部に提供することはありません。■あらかじめご本人が同意されている場合■利用目的の達成に必要な範囲内において業務を外部(当社代理店を含みます。)へ委託する場合■ご本人または公共の利益のために必要であると考えられる場合■再保険の手続きをする場合■ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録するなど、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合■その他法令に根拠がある場合**●再保険における個人情報の取扱いについて** 当社は、ご

契約者との保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあります。その場合、再保険の対象となる保険契約の特定に必要とされる保険契約者の個人情報、被保険者により告知された内容で、健康状態に関する情報を再保険における業務を適正に行うために再保険会社に提供することがあります。